

東広島都市計画地区計画の決定(東広島市決定)

東広島都市計画吉川工業団地西地区地区計画を次のように決定する。

名 称		吉川工業団地西地区地区計画	
位 置		東広島市八本松町吉川の一部、吉川工業団地の一部	
面 積		約 9. 5 h a	
地 区 計 画 の 目 標		本地区は、吉川地区工業団地地区計画区域に隣接し、工業団地としての良好な市街地の形成が図られるべき地区である。隣接する吉川地区工業団地地区計画と整合・調和を図りながら、緑化の推進、公害の未然防止及び建築物等に関する制限等を行うことにより、周辺環境を含む工業地としての機能の維持・増進を図る。	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用に関する基本方針	当該地区は、周辺の環境に配慮した上で、高度技術工業集積の場にふさわしい土地利用を図る。	
	地区施設の整備の方針	機能的で良好な環境の形成を図るため、適切に緑地を配置するよう努める。	
	建築物等の整備の方針	建築物等について以下の制限を定める。 1 建築物等の用途の制限 2 建築物の容積率の最高限度 3 建築物の建蔽率の最高限度 4 建築物の敷地面積の最低限度 5 壁面の位置の制限 6 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 7 垣又は柵の構造の制限	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	別表に掲げる建築物は建築してはならない。
		建築物の容積率の最高限度	3 0 / 1 0
		建築物の建蔽率の最高限度	6 / 1 0
		建築物の敷地面積の最低限度	5 0 0 m ²
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界線までの水平距離は3メートル以上とする。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等は、美観を確保し周囲と調和するものとし、主要構造物を不燃材料とする。
		垣又は柵の構造の制限	1 敷地の周辺に設置する垣又は柵の構造は、生垣又は開放性のあるフェンスとする。 2 門の高さは、地盤面から２メートル以下とする。

「区域の配置は、計画図表示のとおり」

理 由 別添理由書のとおり

別 表

1 次の各号に掲げる事業を営む工場

- (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造
- (2) 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄燐、赤燐、硫化燐、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、酢酸エステル類、ニトロセルロース、ベンゾール、トルオール、キシロール、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類の製造
- (3) マッチの製造
- (4) セルロイドの製造
- (5) ニトロセルロース製品の製造
- (6) ビスコース製品の製造
- (7) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。）
- (8) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造
- (9) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造
- (10) 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）
- (11) 石炭ガス類又はコークスの製造
- (12) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオ酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセールズルホン酸アンモン、トアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造
- (13) たんぱく質の加水分解による製品の製造
- (14) 油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品製造を除く。）
- (15) ファクチス又は合成樹脂の製造
- (16) 肥料の製造
- (17) 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造
- (18) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
- (19) アスファルトの精製
- (20) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りを原料とする製造
- (21) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造
- (22) 金属の溶融又は精練（容量の合計が50リットルを超えないつば若しくは窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）

2 住宅

- 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿（当該地区に立地する事業施設の従事者のための共同住宅及び寄宿舎を除く。）
- 4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- 5 図書館、博物館その他これらに類するもの
- 6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これに類するもの
- 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの
- 8 カラオケボックスその他これに類するもの
- 9 ダンスホールその他これに類するもの
- 10 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
- 11 ホテル又は旅館
- 12 キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- 13 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの
- 14 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）
- 15 病院
- 16 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（当該地区に立地する事業施設の従事者のための店舗及び飲食店を除く。）

計 画 図
(1 / 1)

東広島都市計画
地区計画の決定
(東広島市決定)

No. 1 吉川工業団地西地区

S=1/2,500

凡 例

記 号	名 称
	地区計画区域及び 地区整備計画区域

